

2019年3月25日

お客様各位

カネツ FX 証券株式会社
業務管理部

商品先物取引をお取引中のお客様へのお知らせ

平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

この度、商品先物取引につきまして、商品先物取引をお取引中のお客様へ下記のとおりお知らせいたします。

— 記 —

商品先物取引の特約（対面取引「対面取引の受託契約に係る特約」「損失限定取引の契約約款」／インターネット取引「電子取引等の受託契約に係る特約」）一部改定について

（変更内容）

反社会的勢力の排除に関しまして、以下の規定を、対面取引「対面取引の受託契約に係る特約」第16条、「損失限定取引の契約約款」第21条及びインターネット取引「電子取引等の受託契約に係る特約」第12条として新設しております。

「対面取引の受託契約に係る特約」第16条（反社会的勢力の排除） 「損失限定取引の契約約款」第21条（反社会的勢力の排除） 「電子取引等の受託契約に係る特約」第12条（反社会的勢力の排除）として以下の規定を追加
お客様は、お客様自身並びにその役職員及び実質的に経営を支配する者（以下、「お客様等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、社会運動標榜ゴロ、その他の反社会的行為を行う個人または法人（以下「反社会的勢力」という。）でないことを誓約するものとする。 2. 当社は、お客様等が前項に掲げる反社会的勢力に該当すると認識を得た場合若しくは前項の誓約が虚偽であると認めた場合は、お客様の取引状況にかかわらず、当社の判断で当該受託契約を解除することができるものとする。 3. 当社は、お客様等の暴力的な要求、法的な責任を超える不当な要求行為等により、契約を継続しがたいと認めたときは、当社の申出により当該受託契約を解除することができるものとする。 4. 前2項の規定による契約の解除によって生じた一切の損失についてはお客様の負担とし、当社に対して請求はしないものとする。

（※反社会的勢力の排除に関する必要条項のため、改定日であります2019年4月1日より改定実施となりますので、ご了承願います。）

<お問合せ先>

- ・商品先物取引業者：カネツ FX 証券株式会社 コンサルティング部（0120-95-8181）
- ・対面取引のお客様：商品先物取引仲介業者 カネツ商事株式会社 担当営業におきましてもお問合せを受け付けております。

以上